

鹿児島県私立高等学校等奨学給付金事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、鹿児島県私立高等学校等奨学給付金支給要綱（以下「要綱」という。）に基づく奨学給付金の支給事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 支給対象者

- 1 要綱第3条第2号の規定による、短期間の判断は、休学期間が6か月以内とし、当該年度内の復学が見込まれるものとする。なお、奨学給付金を申請する際は、在学する高等学校等の学校長が証明した休学及び復学予定証明書（様式1号）を添付すること。
- 2 高校生等の年齢は問わない。
- 3 保護者等が鹿児島県の区域内に住所を有していれば、外国籍の者も対象となる。
- 4 保護者等の住所の確認について、課税証明書等の住所と要綱第5条に定める受給申請書に記載した住所が異なる場合は、住民票など公的機関の証明した書類を添付すること。
- 5 保護者等が単身赴任の場合、奨学給付金の受給を申請する保護者等の生活の本拠地である住所が、鹿児島県の区域内であれば支給対象となる。
ただし、住民票により鹿児島県内に住所を有していることの確認が困難な者については、鹿児島県内に本籍地を有していることが確認できれば、支給対象とする。
- 6 要綱第3条第1項に定める基準日（以下「基準日」という。）における保護者等の住所を証明する書類は、住民票を基本とする。なお、道路交通法第92条第1項に定める運転免許証は不可とする。
- 7 高等学校等又は専攻科を卒業し又は修了した者については対象としない。
- 8 高等学校等に在学した期間（月の初日に在学した月を1月として計算）が通算して36月（3年制か4年制にかかわらず、高等学校・中等教育学校の定時制・通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科の場合は48月）を超える者、専攻科に在学した期間（月の初日に在学した月を1月として計算）が通算して24月（修業年限が1年の場合は12月）を超える者は対象としない。
ただし、学び直し支援金の補助対象となる場合は補助対象とする。

第3 保護者の所得確認

- 1 保護者等は、別に定める提出期限までに、受給申請書に当該年度の課税証明書等を添付し高等学校等に提出する。
- 2 保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額（以下単に「所得割額」という。）を証明する書類については次のとおりとする。
 - (1) 所得の有無にかかわらず保護者等全員の所得割額が明記された課税証明書等を提出すること。
保護者である両親のうち片方が扶養控除対象者である場合であっても課税証明書等の提出の省略はできない。（高等学校等就学支援金制度の扱いとは異なる。）
 - (2) 市町村が発行した、当該年度の課税証明書等（前年の所得割額を証明するもの）であること。
証明書の名称は市町村により異なる。
ただし、4月から6月分に相当する額の前倒し支給を希望する場合は、前年度の課税証明書等（前々年の所得割額を証明するもの）であること。

- (3) 市町村民税の特別徴収額の決定・変更通知書(給与所得者の場合)や納税通知書(自営業者の場合)でも可とするが、源泉徴収票や確定申告書は不可。
- (4) 生徒が生活保護法による生業扶助を受けている世帯に属している場合には、保護者の所得を証明する書類として、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2号)又は生活保護受給証明書(奨学給付金の支給の対象となる年度の7月1日(7月2日以降に入学することが高等学校等の学則に定められている場合は、その定められた日。)時点に生活保護の対象であることが確認できるものに限る。)を提出すること。
- (5) 所得割額を確認すべき者が生徒本人であり(未成年である者に限る。)、税の申告を行っていないため当該生徒の課税証明書等が提出できない場合は、当該生徒の道府県民税所得割及び市町村民税所得割(以下単に「所得割」という。)が非課税であることが明らかであることを確認した上で、課税証明書等の添付を要しないこととすることができる。
- 3 所得について判断する基準となる保護者等は、生徒の親権を行う者であり、実質的な監護関係によって判断するものではない。ただし、親権者が、5の生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者である場合には、その者は保護者には含まれない。
- なお、保護者が未成年後見人の場合であって、その未成年後見人が生徒の扶養義務(民法に定めるものをいう。)を負わない者であるときは、生徒の「就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者」に該当すると考えることができる。
- 4 生徒に保護者がいない場合には、所得について判断する基準となる保護者等は、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者となる。
- なお、成人には親権者がいないため、成年年齢に達した生徒の場合には「受給権者に保護者がいない場合」にあたる(未成年者であっても婚姻した場合は成年年齢に達したものとして取り扱う。)。ただし、在学中に成年年齢に達した高校生等(高等学校等専攻科に通う高校生等を除く。)については、家族構成等に変更がなく、成年年齢に達する日以前の日において保護者であった者の収入により生計を維持している実態に変更がない場合には、保護者であった者が保護者等に該当するものとする。
- 生計を維持している者という概念は、健康保険法等で扶養者と被扶養者の関係を定めるに当たって用いられている概念と同等の者であるので、簡便な確認手段として、例えば健康保険証を確認すること等によることが考えられる。
- 5 ドメスティックバイオレンス(DV)や児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や失踪により接触することができない場合など、やむを得ない理由により保護者のうち一方又は双方の証明書類が提出できない場合には、当該事情を明らかにした上で、もう一方の保護者又は本人の所得のみにより判断することができる。
- 6 保護者が両親でない者の場合には、当該保護者の所得割額をもって判断する。ただし、以下の者が保護者である場合には、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の所得により判断する。
- (1) 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - (2) 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - (3) 法人である未成年後見人
 - (4) 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

- 7 高等学校等専攻科に通う高校生等については、4によらず、高校生等に父母がいる場合は、父母が保護者等に該当するものとする。ただし、父母がいない場合又は当該高校生等が次に該当する者である場合は、当該高校生（当該高校生等が主として他の者に収入により生計を維持しているときは、その者）とする。
- (1) 満18歳となる日の前日において、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
 - (2) 満18歳となる日の前日において、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
 - (3) 満18歳となる日の前日において、児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
 - (4) (2)又は(3)に掲げる者に準ずるものとして適切と認められる者
- 8 生徒本人や保護者以外の家族に所得がある場合であっても、本人や保護者以外の家族の所得割額は合算しない。
- 9 所得要件の確認を行う保護者等は、基準日現在の保護者等となる。その後、所得状況や世帯状況に変更があっても変更等の手続きは要しない（基準日に遡って変更があった場合を除く。）。

第4 世帯状況の確認方法等

1 所得割が非課税であることの確認方法

所得割の確認については、課税証明書などにより当該年度の所得割額が0円又は非課税であるかどうかで判断する。ただし、実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなり、所得割額が1円～99円となることはない。この場合、所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において1円～99円と記載されている場合であっても、非課税であることから支給対象となる。

2 生業扶助の措置状況の確認方法

(1) 生活保護受給の場合

基準日現在において、居住地の福祉事務所又は福祉担当部署が発行する生業扶助の措置状況が分かる証明書として、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2号）を添付する。

なお、福祉事務所等が発行する生活保護受給証明書により生業扶助の措置状況が確認できる場合は、代用も可とする。

(2) 所得割が非課税である場合

所得割が非課税である世帯については、生業扶助が措置されていないことの確認が必要であることから、受給申請書の生業扶助を受けていない旨の誓約により確認する。

3 15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹の確認方法

(1) 基準日の年齢が15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいることの確認は、健康保険証等の写しなど公的な証明書によることとする。ただし、公的な証明書で確認できない場合は、保護者等の扶養誓約書（様式3号の1）に住民票（世帯全員）など世帯の状況が分かる書類を添付すること。

(2) 基準日における年齢については、年齢計算ニ関スル法律に基づき、満年齢で確認する。

4 家計急変世帯の確認方法

(1) 家計の状況が確認できる書類

ア 家計急変の発生事由を証明する書類（離職票，雇用保険受給資格者証，解雇通告書，破産宣告通知書，廃業届出等）

イ 家計急変の発生事由が確認できる書類（申立書（様式12号））

ウ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類（課税証明書の写し等（家計急変前），会社作成の給与見込み，直近の給与明細，税理士又は公認会計士の作成した証明書類等（家計急変後））

エ 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類（扶養親族分の健康保険証の写し，扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等）

(2) (1)の書類をもとに家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し，所得割が非課税となる世帯の年収と比較し判断する。

なお，収入見込額には，退職金，失業手当等は含めないものとする。

会社作成の給与見込み等がなく，給与月額で推計する場合は，3か月の平均給与月額に12月を乗じたものとする。

(3) 災害などに起因しない離職（定年退職等）は家計急変の対象とはならない。

5 奨学給付金は入学当初及び年度当初に必要な授業料以外の教育費を支援することを目的としており，基準日現在の状況で確認を行い支給することから，基準日以降の世帯状況等の変化，高校生等の休学や退学などによる奨学給付金の支給及び返還は行わない。

第5 奨学給付金の申請

要綱第5条の規定による，奨学給付金の申請については，次のとおりとする。

1 保護者等は，受給申請書に関係書類を添えて，第3の1の申請期限までに在学する私立高等学校等の長に提出しなければならない。

2 保護者等が，その高校生等が在学する高等学校等を経由せず，直接，知事に受給申請書等を提出する場合，在学証明書（様式4号）を添付するものとする。

なお，在学証明書については，様式4号にかかわらず，高校生等の氏名，生年月日，入学年月日，在籍する学年及び課程の記載があり，基準日において在学していることが確認できるものであれば，当該高等学校等又は専攻科で通常使用する様式でも可とする。

3 保護者等が，複数いる場合は，いずれか1人が奨学給付金の申請を行うものとする。

4 保護者等全員の課税証明書等は，原則として原本を添付するものとする。

ただし，鹿児島県内の高等学校等に在学する高校生等の保護者等の申請手続については，高等学校等就学支援金の申請の際に提出される課税証明書等を複写したものでも可としていることから，保護者等の負担軽減のため，可能な範囲で，基準日直近に高等学校等就学支援金又は専攻科支援金の申請又は収入状況届出に添付された課税証明書等の写しを高等学校等又は専攻科において複写（原本証明は不要）したものを受給申請書に添付して提出することができる。

5 奨学給付金の申請は，受給しようとする年度毎に行わなければならない。

6 専攻科に通う生徒のうち，高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第3条に規定する専攻科支援金を受給していない生徒が申請する場合は，個人対象要件証明書（様式第10号及び様式第11号）を添付するものとする。

第6 奨学給付金の代理請求等

要綱第8条ただし書の規定により、保護者等が、支援金の受給を学校設置者に委任した場合、学校設置者は、前条に規定する決定通知後に、知事に対し奨学給付金代理請求書（様式5号）及び奨学給付金代理請求一覧（様式6号）により、奨学給付金の請求を行うものとする。

第7 奨学給付金との相殺

- 1 学校設置者は、奨学給付金を代理受領した場合は、速やかに授業料以外の教育に必要な経費と相殺するものとし、相殺した場合は、奨学給付金相殺通知書（様式7号）により保護者等に通知するものとする。なお、相殺後に余剰金が生じた場合は、保護者等へ支給することとする。
- 2 学校設置者が相殺することができる教育費については、要綱別表の支給対象経費のとおりとする。
- 3 当該年度の奨学給付金をもって前年度の債権の弁済に充てることはできない。（例えば、未納となっている前年度の施設整備費の弁済に充てる等）

第8 相殺後の保護者等への奨学給付金の支給

第7の1の規定により、保護者等に奨学給付金を支給する場合は、保護者等に直接支給し、又は保護者等の口座に振込により支給するものとする。なお、保護者等に直接支給した場合は、奨学給付金受領書（様式8号）を徴するものとする。

第9 支給決定の取消し及び返還

保護者等が次の各号のいずれかに該当するときは、要綱第9条の規定により支給の決定を取り消し、要綱第10条の規定による奨学給付金支給決定取消及び返還通知書（様式9号）により保護者等へ通知し、奨学給付金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により支給決定を受けたとき
- (2) 奨学給付金の支給の目的に反して奨学給付金を使用したとき
- (3) 申請書の記載と異なる事実が判明したとき

附 則

- 1 この要領は、平成26年9月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成26年4月1日以降に対象となる高等学校等に入学した高校生等から適用するものとする。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に高等学校等及び専攻科に入学した高校生等については、令和4年度の奨学のための給付金の支給においては、成年年齢に達する日以前の日において生徒の保護者であった者を保護者等とする。

附 則

この要領は、令和5年度の支給分から施行する。